

災害時の強靱性向上に資する
天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの)
交付規程

制 定 令和 4 年 3 月

一部改正 令和 5 年 2 月

一部改正 令和 6 年 2 月

一部改正 令和 7 年 3 月

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの)
交付規程

(通則)

第1条 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（補正予算に係るもの）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（補正予算に係るもの）交付要綱（20211220財資第1号。以下「要綱」という。）の定めるところによるほか、この交付規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この交付規程は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定めた要綱第2条の交付の目的を達成するため、一般社団法人都市ガス振興センター（以下「センター」という。）が行う補助金を交付する事業の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(交付対象要件)

第3条 センターは、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入を行う災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する事業を行う。ただし、別紙の暴力団排除に関する誓約事項記に記載されている事項に該当するものが行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項に定める補助事業については、次の要件に適合すること。

- (1) 家庭用需要を除く全業種を対象とすること。
- (2) 天然ガスを主原料とするガスを燃料とした設備を導入して使用すること。
- (3) 以下のいずれかのガス供給を受けること。
 - (ア) 中圧導管による供給
 - (イ) 耐震性を向上させた低圧導管等による供給
- (4) 系統電力の停電時に、発電又は空調を開始・継続できる設備であること。
- (5) 導入後の対象設備に運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を取り付けること。

(6) 以下のいずれかの施設であって、災害時に地域住民に空間、物資、情報等の提供を行うことが可能な施設に設置されること。ただし、Z E B（平均でエネルギー消費量が正味でおおむねゼロ以下となる建築物）を除く。

(ア) 災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設

(イ) 災害時に活動拠点等として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設

(ウ) 災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）施設

(エ) その他第6条に定める審査委員会が認めた施設

(補助金交付の対象)

第4条 センターは、補助事業に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において当該補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

(補助率、補助金の上限額)

第5条 センターが補助事業者に対して交付する補助金の補助率、補助金の上限額は別表2のとおりとする。

(審査委員会)

第6条 センターは、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、補助事業の採択等について審査のうえ決定する。

(補助事業者の募集及び申請方法)

第7条 センターは、別に定める募集期間中に補助事業者を募集する。

2 前項の募集期間中に補助金申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の手続きを行うものとする。

(1) 申請者は、補助金交付申請書（様式第1）、実施計画書（様式第2）及び当該補助事業が補助金交付の要件に適合することを証する以下の書類を添付してセンターに提出する。

- (ア) 全体配置図（対象設備の位置が明示されているもの）
 - (イ) 対象設備の配置図及びシステムフロー図、配管図
 - (ウ) 対象設備の機器仕様
 - (エ) 停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムにおいては、対象設備のCO₂削減量を算出した書類
 - (オ) 見積書の写し
 - (カ) 事業実施スケジュール
 - (キ) 申請者の会社概要及び役員名簿
 - (ク) 法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し（発行日が申請日から3カ月以内のもの）
 - (ケ) 非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類
 - (コ) 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類
 - (サ) 中圧ガス導管又は耐震性を向上させた低圧導管等でガス供給を受けている、又は補助事業完了までに供給開始する見込みであることを示す書類
 - (シ) その他、センターが提出を求める書類
- (2) リース、エネルギーサービス、賃貸借等において、対象設備の所有者及び使用者が異なる場合は、共同申請とすること。
- (3) 申込みは、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。なお、電子メールの場合は送信日を受付日とする。

(交付の決定等)

- 第8条 センターは、前条第2項の補助金交付申請書を受付けたときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第3）を送付するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付すことができるものとする。
- 2 前項において、第6条の規定による審査委員会が行う費用対効果と災害時の役割に対する審査に基づき、交付先の決定を行う。また、繰り上げによる追加交付決定及び追加公募を実施できるものとする。なお、その際の補助率は初回公募時と同率とする。
- 3 センターは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書(様式第4)をセンターに提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第5)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の範囲内で変更をする場合を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 計画変更等承認申請書の提出は、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。
- 3 センターは、第1項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書(様式第6)を補助事業者に送付するものとする。
- 4 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運用上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、若しくは随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 3 補助事業者は、第1項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなけれ

ば補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 4 センターは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はセンターから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であつても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 センターが第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延等報告書（様式第7）をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況の報告)

- 第14条 補助事業者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書（様式第8）をセンターに提出しなければならない。

(補助事業の承継)

- 第15条 センターは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継承認申請書（様式第9）をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

- 第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。

- (1) 補助事業者は、実績報告書（様式第10）をセンターに提出しなければならない。

- (2) 報告は、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。なお、電子メールの場合は送信日を受付日とする。

- 2 補助事業者は、やむを得ない理由で補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに補助事業年度末実績報告書（様式第11）をセンターに提出しなければならない。

- 3 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第17条 センターは、前条第1項の補助事業実績報告書を受理し、当該報告に係わる書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容（第10条第3項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して支払確定通知書（様式第12）により通知するものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第8条第1項の交付決定通知における対象経費の区分ごとの補助金交付予定額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

(補助金の支払)

- 第18条 センターは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払いを受けようとするときは、精算払請求書（様式第13）をセンターに提出しなければならない。
 - 3 精算払請求書の提出は、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 センターは、第10条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第8条第1項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。
- (1) 補助事業者が法令、本交付規程に基づくセンターの処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者及びその親会社、子会社、関連会社、役員並びに従業員が、暴力団、暴力

団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他のセンター若しくは補助事業者が適用を受ける法令等に定める反社会的勢力等であることが判明した場合

(6) 補助事業者の重大な財務状況の悪化、支配権の移転等の事情により、補助事業の遂行に支障が生じた場合

- 2 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 センターは、前項に基づき補助金の返還を請求するときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 5 センターは、補助事業者が第2項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、返還報告書（様式第14）により報告させるものとする。
- 6 第2項の規定に基づく補助金の返還の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

（加算金の扱い）

第20条 センターは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（取得財産等の管理等）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第15）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表（様式第15）を第16条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をセンターに納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限等)

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、機械、器具、備品及びその他の財産とする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満のものであって、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要がないと認められるものは、この限りでない。
- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第16）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 4 前項の規定に基づく納付の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助金の経理)

- 第23条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

- 第24条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して調査等を行うことができる。
- 2 補助事業者は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
- 3 第1項に規定する調査等は第18条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(個人情報に関する事項)

- 第25条 センターは、申請者等より取得した個人情報を適正に管理するとともに、その使用目的は補助事業に関する業務に限るものとする。

(裁判管轄)

第26条 本件に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第28条 この交付規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は経済産業省に協議の上、センターが別に定める。

附則

この交付規程は、大臣の承認を受けた日から施行し、令和4年3月11日から適用する。

附則

この交付規程は、令和5年2月10日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附則

この交付規程は、令和6年2月29日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附則

この交付規程は、令和7年3月11日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

〔別表 1〕

第4条第2項に定める経費の区分は次のとおりとする。(ただし、本支管工事費、工事負担金及びLNG用高圧製造所並びに高圧貯蔵所設置費は除く。)

区 分	内 容
設計費	補助事業の実施に必要な〔別表1－1〕に記載の設備の導入設計に要する経費。
既存設備撤去費	補助事業の実施に必要な解体、運搬等に要する経費。ただし、更新のための既存設備撤去に要する経費は除く。
新規設備機器費 (含む計測装置)	補助事業の実施に必要な〔別表1－1〕に記載の導入機器の購入等に要する経費。
新規設備設置工事費	補助事業の実施に必要な〔別表1－1〕に記載の導入設備の設置に要する経費。
敷地内ガス管敷設費	補助事業の実施に必要な〔別表1－1〕に記載の敷地内ガス管の敷設に要する経費。

〔別表 1-1〕

別表 1 に定める経費の補助対象範囲

1. 設計費、既存設備撤去費（更新時は対象外）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費の補助対象範囲

（1）以下の設備に対する経費を対象とする。

- ① 停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池）機器本体に加え、排熱回収に資する装置・機器、その他必要と判断される設備
- ② 停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（GHP）機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備
- ③ 熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とする。）

（2）蒸気・温水配管および電気配線等については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とする（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとする。）

（3）当該経費は、本補助事業で専用使用する部分とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、既存設備撤去費を除き、原則定格流量比による按分相当額を対象とする。

2. 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

（1）ガス配管、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。

（2）本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とする。

〔別表 2〕

第 5 条に定める補助金の補助率及び補助金の上限額は次のとおりとする。

算 定 方 法	
1. 補助対象経費の区分ごとに、以下 2. の補助率を乗じた額の合計額とし、以下 3. の額を限度とする。	
2. 補助率	
(1) 補助率 1 / 2 以内	
別表 3 に示す政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等のうち、中圧ガス導管でガスの供給を受けている施設。なお、別表 3 に記載のない市区町村であっても、政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等であり、かつ交付申請時に中圧ガス導管の供給を受けている（見込も含む）場合は、当該補助率を適用する。	
(2) 補助率 1 / 3 以内	
上記以外の中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガスの供給を受けている施設	
3. 1 補助事業当たりの上限額	
(1) 補助率 1 / 2 以内（上記 2. (1)）	
< 中圧供給 >	
①天然ガスコージェネレーションシステム	3 6 0 百万円
②ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン	1 0 0 百万円
(2) 補助率 1 / 3 以内（上記 2. (2)）	
< 中圧供給 >	
①天然ガスコージェネレーションシステム	2 4 0 百万円
②ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン	6 6 百万円
< 低圧供給 >	
①天然ガスコージェネレーションシステム	6 0 百万円
②ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン	6 6 百万円

[別表 3]

政府想定地震の地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等

(1) 政府想定地震

- ①南海トラフ地震
- ②首都直下地震
- ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
- ④中部圏・近畿圏直下地震

(2) 熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域

(3) 政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分
1	北海道	北海道	札幌市	大都市・地震エリア
2	北海道	北海道	函館市	大都市・地震エリア
3	北海道	北海道	小樽市	地震エリア
4	北海道	北海道	旭川市	大都市・地震エリア
5	北海道	北海道	室蘭市	地震エリア
6	北海道	北海道	釧路市	地震エリア
7	北海道	北海道	帯広市	地震エリア
8	北海道	北海道	北見市	地震エリア
9	北海道	北海道	岩見沢市	地震エリア
10	北海道	北海道	苫小牧市	地震エリア
11	北海道	北海道	江別市	地震エリア
12	北海道	北海道	千歳市	地震エリア
13	北海道	北海道	登別市	地震エリア
14	北海道	北海道	恵庭市	地震エリア
15	北海道	北海道	北広島市	地震エリア
16	北海道	北海道	石狩市	地震エリア
17	北海道	北海道	北斗市	地震エリア
18	北海道	北海道	長万部町	地震エリア
19	北海道	北海道	東神楽町	地震エリア
20	北海道	北海道	釧路町	地震エリア
21	東北	青森県	青森市	大都市
22	東北	青森県	八戸市	大都市・地震エリア
23	東北	青森県	五所川原市	地震エリア
24	東北	青森県	十和田市	地震エリア
25	東北	岩手県	盛岡市	大都市
26	東北	岩手県	花巻市	地震エリア
27	東北	岩手県	一関市	地震エリア
28	東北	岩手県	釜石市	地震エリア
29	東北	岩手県	奥州市	地震エリア

30	東北	岩手県	矢巾町	地震エリア
31	東北	宮城県	仙台市	大都市・地震エリア
32	東北	宮城県	石巻市	地震エリア
33	東北	宮城県	塩竈市	地震エリア
34	東北	宮城県	気仙沼市	地震エリア
35	東北	宮城県	名取市	地震エリア
36	東北	宮城県	多賀城市	地震エリア
37	東北	宮城県	大崎市	地震エリア
38	東北	宮城県	富谷市	地震エリア
39	東北	宮城県	七ヶ浜町	地震エリア
40	東北	宮城県	利府町	地震エリア
41	東北	宮城県	大和町	地震エリア
42	東北	宮城県	大衡村	地震エリア
43	東北	秋田県	秋田市	大都市
44	東北	山形県	山形市	大都市
45	東北	福島県	福島市	大都市
46	東北	福島県	会津若松市	地震エリア
47	東北	福島県	郡山市	大都市
48	東北	福島県	いわき市	大都市・地震エリア
49	東北	福島県	白河市	地震エリア
50	東北	福島県	南相馬市	地震エリア
51	東北	福島県	伊達市(福島県)	地震エリア
52	東北	福島県	本宮市	地震エリア
53	東北	福島県	西郷村	地震エリア
54	関東	茨城県	水戸市	大都市・地震エリア
55	関東	茨城県	日立市	地震エリア
56	関東	茨城県	土浦市	地震エリア
57	関東	茨城県	石岡市	地震エリア
58	関東	茨城県	結城市	地震エリア
59	関東	茨城県	龍ヶ崎市	地震エリア
60	関東	茨城県	常総市	地震エリア
61	関東	茨城県	笠間市	地震エリア
62	関東	茨城県	取手市	地震エリア
63	関東	茨城県	牛久市	地震エリア
64	関東	茨城県	つくば市	大都市・地震エリア
65	関東	茨城県	守谷市	地震エリア
66	関東	茨城県	稲敷市	地震エリア
67	関東	茨城県	かすみがうら市	地震エリア
68	関東	茨城県	つくばみらい市	地震エリア

69	関東	茨城県	小美玉市	地震エリア
70	関東	茨城県	茨城町	地震エリア
71	関東	茨城県	美浦村	地震エリア
72	関東	茨城県	阿見町	地震エリア
73	関東	茨城県	五霞町	地震エリア
74	関東	茨城県	利根町	地震エリア
75	関東	栃木県	宇都宮市	大都市
76	関東	栃木県	足利市	地震エリア
77	関東	栃木県	栃木市	地震エリア
78	関東	栃木県	佐野市	地震エリア
79	関東	栃木県	小山市	地震エリア
80	関東	栃木県	真岡市	地震エリア
81	関東	栃木県	下野市	地震エリア
82	関東	栃木県	芳賀町	地震エリア
83	関東	栃木県	高根沢町	地震エリア
84	関東	群馬県	前橋市	大都市・地震エリア
85	関東	群馬県	高崎市	大都市・地震エリア
86	関東	群馬県	伊勢崎市	大都市・地震エリア
87	関東	群馬県	太田市	大都市・地震エリア
88	関東	群馬県	館林市	地震エリア
89	関東	群馬県	藤岡市	地震エリア
90	関東	群馬県	下仁田町	地震エリア
91	関東	群馬県	板倉町	地震エリア
92	関東	群馬県	明和町(群馬県)	地震エリア
93	関東	群馬県	千代田町	地震エリア
94	関東	群馬県	大泉町	地震エリア
95	関東	群馬県	邑楽町	地震エリア
96	関東	埼玉県	さいたま市	大都市・地震エリア
97	関東	埼玉県	川越市	大都市・地震エリア
98	関東	埼玉県	熊谷市	大都市・地震エリア
99	関東	埼玉県	川口市	大都市・地震エリア
100	関東	埼玉県	行田市	地震エリア
101	関東	埼玉県	秩父市	地震エリア
102	関東	埼玉県	所沢市	大都市・地震エリア
103	関東	埼玉県	飯能市	地震エリア
104	関東	埼玉県	加須市	地震エリア
105	関東	埼玉県	本庄市	地震エリア
106	関東	埼玉県	東松山市	地震エリア
107	関東	埼玉県	春日部市	大都市・地震エリア

108	関東	埼玉県	狭山市	地震エリア
109	関東	埼玉県	羽生市	地震エリア
110	関東	埼玉県	鴻巣市	地震エリア
111	関東	埼玉県	深谷市	地震エリア
112	関東	埼玉県	上尾市	地震エリア
113	関東	埼玉県	草加市	大都市・地震エリア
114	関東	埼玉県	越谷市	大都市・地震エリア
115	関東	埼玉県	蕨市	地震エリア
116	関東	埼玉県	戸田市	地震エリア
117	関東	埼玉県	入間市	地震エリア
118	関東	埼玉県	朝霞市	地震エリア
119	関東	埼玉県	志木市	地震エリア
120	関東	埼玉県	和光市	地震エリア
121	関東	埼玉県	新座市	地震エリア
122	関東	埼玉県	桶川市	地震エリア
123	関東	埼玉県	久喜市	地震エリア
124	関東	埼玉県	北本市	地震エリア
125	関東	埼玉県	八潮市	地震エリア
126	関東	埼玉県	富士見市	地震エリア
127	関東	埼玉県	三郷市	地震エリア
128	関東	埼玉県	蓮田市	地震エリア
129	関東	埼玉県	坂戸市	地震エリア
130	関東	埼玉県	幸手市	地震エリア
131	関東	埼玉県	鶴ヶ島市	地震エリア
132	関東	埼玉県	日高市	地震エリア
133	関東	埼玉県	吉川市	地震エリア
134	関東	埼玉県	ふじみ野市	地震エリア
135	関東	埼玉県	白岡市	地震エリア
136	関東	埼玉県	伊奈町	地震エリア
137	関東	埼玉県	三芳町	地震エリア
138	関東	埼玉県	毛呂山町	地震エリア
139	関東	埼玉県	滑川町	地震エリア
140	関東	埼玉県	嵐山町	地震エリア
141	関東	埼玉県	小川町	地震エリア
142	関東	埼玉県	川島町	地震エリア
143	関東	埼玉県	吉見町	地震エリア
144	関東	埼玉県	鳩山町	地震エリア
145	関東	埼玉県	ときがわ町	地震エリア
146	関東	埼玉県	美里町(埼玉県)	地震エリア

147	関東	埼玉県	神川町	地震エリア
148	関東	埼玉県	上里町	地震エリア
149	関東	埼玉県	寄居町	地震エリア
150	関東	埼玉県	宮代町	地震エリア
151	関東	埼玉県	杉戸町	地震エリア
152	関東	埼玉県	松伏町	地震エリア
153	関東	千葉県	千葉市	大都市・地震エリア
154	関東	千葉県	銚子市	地震エリア
155	関東	千葉県	市川市	地震エリア
156	関東	千葉県	船橋市	大都市・地震エリア
157	関東	千葉県	館山市	地震エリア
158	関東	千葉県	木更津市	地震エリア
159	関東	千葉県	松戸市	地震エリア
160	関東	千葉県	野田市	地震エリア
161	関東	千葉県	茂原市	地震エリア
162	関東	千葉県	成田市	地震エリア
163	関東	千葉県	佐倉市	地震エリア
164	関東	千葉県	東金市	地震エリア
165	関東	千葉県	旭市	地震エリア
166	関東	千葉県	習志野市	地震エリア
167	関東	千葉県	柏市	大都市・地震エリア
168	関東	千葉県	市原市	地震エリア
169	関東	千葉県	流山市	地震エリア
170	関東	千葉県	八千代市	地震エリア
171	関東	千葉県	我孫子市	地震エリア
172	関東	千葉県	鎌ヶ谷市	地震エリア
173	関東	千葉県	君津市	地震エリア
174	関東	千葉県	富津市	地震エリア
175	関東	千葉県	浦安市	地震エリア
176	関東	千葉県	四街道市	地震エリア
177	関東	千葉県	袖ヶ浦市	地震エリア
178	関東	千葉県	八街市	地震エリア
179	関東	千葉県	印西市	地震エリア
180	関東	千葉県	白井市	地震エリア
181	関東	千葉県	富里市	地震エリア
182	関東	千葉県	山武市	地震エリア
183	関東	千葉県	大網白里市	地震エリア
184	関東	千葉県	酒々井町	地震エリア
185	関東	千葉県	栄町	地震エリア

186	関東	千葉県	多古町	地震エリア
187	関東	千葉県	九十九里町	地震エリア
188	関東	千葉県	芝山町	地震エリア
189	関東	千葉県	一宮町	地震エリア
190	関東	千葉県	睦沢町	地震エリア
191	関東	千葉県	長生村	地震エリア
192	関東	千葉県	白子町	地震エリア
193	関東	千葉県	長南町	地震エリア
194	関東	千葉県	大多喜町	地震エリア
195	関東	東京都	千代田区	大都市・地震エリア
196	関東	東京都	中央区	大都市・地震エリア
197	関東	東京都	港区	大都市・地震エリア
198	関東	東京都	新宿区	大都市・地震エリア
199	関東	東京都	文京区	大都市・地震エリア
200	関東	東京都	台東区	大都市・地震エリア
201	関東	東京都	墨田区	大都市・地震エリア
202	関東	東京都	江東区	大都市・地震エリア
203	関東	東京都	品川区	大都市・地震エリア
204	関東	東京都	目黒区	大都市・地震エリア
205	関東	東京都	大田区	大都市・地震エリア
206	関東	東京都	世田谷区	大都市・地震エリア
207	関東	東京都	渋谷区	大都市・地震エリア
208	関東	東京都	中野区	大都市・地震エリア
209	関東	東京都	杉並区	大都市・地震エリア
210	関東	東京都	豊島区	大都市・地震エリア
211	関東	東京都	北区	大都市・地震エリア
212	関東	東京都	荒川区	大都市・地震エリア
213	関東	東京都	板橋区	大都市・地震エリア
214	関東	東京都	練馬区	大都市・地震エリア
215	関東	東京都	足立区	大都市・地震エリア
216	関東	東京都	葛飾区	大都市・地震エリア
217	関東	東京都	江戸川区	大都市・地震エリア
218	関東	東京都	八王子市	大都市・地震エリア
219	関東	東京都	立川市	地震エリア
220	関東	東京都	武蔵野市	地震エリア
221	関東	東京都	三鷹市	地震エリア
222	関東	東京都	青梅市	地震エリア
223	関東	東京都	府中市(東京都)	地震エリア
224	関東	東京都	昭島市	地震エリア

225	関東	東京都	調布市	地震エリア
226	関東	東京都	町田市	地震エリア
227	関東	東京都	小金井市	地震エリア
228	関東	東京都	小平市	地震エリア
229	関東	東京都	日野市	地震エリア
230	関東	東京都	東村山市	地震エリア
231	関東	東京都	国分寺市	地震エリア
232	関東	東京都	国立市	地震エリア
233	関東	東京都	福生市	地震エリア
234	関東	東京都	狛江市	地震エリア
235	関東	東京都	東大和市	地震エリア
236	関東	東京都	清瀬市	地震エリア
237	関東	東京都	東久留米市	地震エリア
238	関東	東京都	武蔵村山市	地震エリア
239	関東	東京都	多摩市	地震エリア
240	関東	東京都	稲城市	地震エリア
241	関東	東京都	羽村市	地震エリア
242	関東	東京都	あきる野市	地震エリア
243	関東	東京都	西東京市	地震エリア
244	関東	東京都	瑞穂町	地震エリア
245	関東	東京都	日の出町	地震エリア
246	関東	神奈川県	横浜市	大都市・地震エリア
247	関東	神奈川県	川崎市	大都市・地震エリア
248	関東	神奈川県	相模原市	大都市・地震エリア
249	関東	神奈川県	横須賀市	大都市・地震エリア
250	関東	神奈川県	平塚市	大都市・地震エリア
251	関東	神奈川県	鎌倉市	地震エリア
252	関東	神奈川県	藤沢市	地震エリア
253	関東	神奈川県	小田原市	大都市・地震エリア
254	関東	神奈川県	茅ヶ崎市	大都市・地震エリア
255	関東	神奈川県	逗子市	地震エリア
256	関東	神奈川県	三浦市	地震エリア
257	関東	神奈川県	秦野市	地震エリア
258	関東	神奈川県	厚木市	大都市・地震エリア
259	関東	神奈川県	大和市	大都市・地震エリア
260	関東	神奈川県	伊勢原市	地震エリア
261	関東	神奈川県	海老名市	地震エリア
262	関東	神奈川県	座間市	地震エリア
263	関東	神奈川県	南足柄市	地震エリア

264	関東	神奈川県	綾瀬市	地震エリア
265	関東	神奈川県	葉山町	地震エリア
266	関東	神奈川県	寒川町	地震エリア
267	関東	神奈川県	大磯町	地震エリア
268	関東	神奈川県	二宮町	地震エリア
269	関東	神奈川県	中井町	地震エリア
270	関東	神奈川県	大井町	地震エリア
271	関東	神奈川県	開成町	地震エリア
272	関東	神奈川県	箱根町	地震エリア
273	関東	神奈川県	湯河原町	地震エリア
274	関東	神奈川県	愛川町	地震エリア
275	関東	新潟県	新潟市	大都市
276	関東	新潟県	長岡市	大都市
277	関東	新潟県	上越市	大都市
278	東海／北陸	富山県	富山市	大都市
279	東海／北陸	富山県	高岡市	大都市
280	東海／北陸	富山県	射水市	大都市
281	東海／北陸	石川県	金沢市	大都市
282	近畿	福井県	福井市	大都市
283	関東	山梨県	甲府市	大都市・地震エリア
284	関東	山梨県	富士吉田市	地震エリア
285	関東	山梨県	南アルプス市	地震エリア
286	関東	山梨県	甲斐市	地震エリア
287	関東	山梨県	中央市	地震エリア
288	関東	山梨県	昭和町	地震エリア
289	関東	山梨県	忍野村	地震エリア
290	関東	山梨県	山中湖村	地震エリア
291	関東	山梨県	富士河口湖町	地震エリア
292	関東	長野県	長野市	大都市
293	関東	長野県	松本市	大都市
294	関東	長野県	岡谷市	地震エリア
295	関東	長野県	飯田市	地震エリア
296	関東	長野県	諏訪市	地震エリア
297	関東	長野県	茅野市	地震エリア
298	関東	長野県	下諏訪町	地震エリア
299	東海／北陸	岐阜県	岐阜市	大都市・地震エリア
300	東海／北陸	岐阜県	大垣市	地震エリア
301	東海／北陸	岐阜県	多治見市	地震エリア
302	東海／北陸	岐阜県	羽島市	地震エリア

303	東海／北陸	岐阜県	美濃加茂市	地震エリア
304	東海／北陸	岐阜県	土岐市	地震エリア
305	東海／北陸	岐阜県	各務原市	地震エリア
306	東海／北陸	岐阜県	可児市	地震エリア
307	東海／北陸	岐阜県	山県市	地震エリア
308	東海／北陸	岐阜県	瑞穂市	地震エリア
309	東海／北陸	岐阜県	本巣市	地震エリア
310	東海／北陸	岐阜県	岐南町	地震エリア
311	東海／北陸	岐阜県	笠松町	地震エリア
312	東海／北陸	岐阜県	神戸町	地震エリア
313	東海／北陸	岐阜県	安八町	地震エリア
314	東海／北陸	岐阜県	大野町	地震エリア
315	東海／北陸	岐阜県	北方町	地震エリア
316	東海／北陸	岐阜県	御嵩町	地震エリア
317	東海／北陸	静岡県	静岡市	大都市・地震エリア
318	東海／北陸	静岡県	浜松市	大都市・地震エリア
319	東海／北陸	静岡県	沼津市	大都市・地震エリア
320	東海／北陸	静岡県	熱海市	地震エリア
321	東海／北陸	静岡県	三島市	地震エリア
322	東海／北陸	静岡県	富士宮市	地震エリア
323	東海／北陸	静岡県	伊東市	地震エリア
324	東海／北陸	静岡県	島田市	地震エリア
325	東海／北陸	静岡県	富士市	大都市・地震エリア
326	東海／北陸	静岡県	磐田市	地震エリア
327	東海／北陸	静岡県	焼津市	地震エリア
328	東海／北陸	静岡県	掛川市	地震エリア
329	東海／北陸	静岡県	藤枝市	地震エリア
330	東海／北陸	静岡県	御殿場市	地震エリア
331	東海／北陸	静岡県	袋井市	地震エリア
332	東海／北陸	静岡県	下田市	地震エリア
333	東海／北陸	静岡県	裾野市	地震エリア
334	東海／北陸	静岡県	湖西市	地震エリア
335	東海／北陸	静岡県	函南町	地震エリア
336	東海／北陸	静岡県	清水町(静岡県)	地震エリア
337	東海／北陸	静岡県	長泉町	地震エリア
338	東海／北陸	愛知県	名古屋市	大都市・地震エリア
339	東海／北陸	愛知県	豊橋市	大都市・地震エリア
340	東海／北陸	愛知県	岡崎市	大都市・地震エリア
341	東海／北陸	愛知県	一宮市	大都市・地震エリア

342	東海／北陸	愛知県	瀬戸市	地震エリア
343	東海／北陸	愛知県	半田市	地震エリア
344	東海／北陸	愛知県	春日井市	大都市・地震エリア
345	東海／北陸	愛知県	豊川市	地震エリア
346	東海／北陸	愛知県	津島市	地震エリア
347	東海／北陸	愛知県	碧南市	地震エリア
348	東海／北陸	愛知県	刈谷市	地震エリア
349	東海／北陸	愛知県	豊田市	大都市・地震エリア
350	東海／北陸	愛知県	安城市	地震エリア
351	東海／北陸	愛知県	西尾市	地震エリア
352	東海／北陸	愛知県	蒲郡市	地震エリア
353	東海／北陸	愛知県	犬山市	地震エリア
354	東海／北陸	愛知県	常滑市	地震エリア
355	東海／北陸	愛知県	江南市	地震エリア
356	東海／北陸	愛知県	小牧市	地震エリア
357	東海／北陸	愛知県	稲沢市	地震エリア
358	東海／北陸	愛知県	東海市	地震エリア
359	東海／北陸	愛知県	大府市	地震エリア
360	東海／北陸	愛知県	知多市	地震エリア
361	東海／北陸	愛知県	知立市	地震エリア
362	東海／北陸	愛知県	尾張旭市	地震エリア
363	東海／北陸	愛知県	高浜市	地震エリア
364	東海／北陸	愛知県	岩倉市	地震エリア
365	東海／北陸	愛知県	豊明市	地震エリア
366	東海／北陸	愛知県	日進市	地震エリア
367	東海／北陸	愛知県	田原市	地震エリア
368	東海／北陸	愛知県	愛西市	地震エリア
369	東海／北陸	愛知県	清須市	地震エリア
370	東海／北陸	愛知県	北名古屋市	地震エリア
371	東海／北陸	愛知県	弥富市	地震エリア
372	東海／北陸	愛知県	みよし市	地震エリア
373	東海／北陸	愛知県	あま市	地震エリア
374	東海／北陸	愛知県	長久手市	地震エリア
375	東海／北陸	愛知県	東郷町	地震エリア
376	東海／北陸	愛知県	豊山町	地震エリア
377	東海／北陸	愛知県	大口町	地震エリア
378	東海／北陸	愛知県	扶桑町	地震エリア
379	東海／北陸	愛知県	大治町	地震エリア
380	東海／北陸	愛知県	蟹江町	地震エリア

381	東海／北陸	愛知県	飛島村	地震エリア
382	東海／北陸	愛知県	阿久比町	地震エリア
383	東海／北陸	愛知県	東浦町	地震エリア
384	東海／北陸	愛知県	美浜町	地震エリア
385	東海／北陸	愛知県	武豊町	地震エリア
386	東海／北陸	愛知県	幸田町	地震エリア
387	東海／北陸	三重県	津市	大都市・地震エリア
388	東海／北陸	三重県	四日市市	大都市・地震エリア
389	東海／北陸	三重県	伊勢市	地震エリア
390	東海／北陸	三重県	松阪市	地震エリア
391	東海／北陸	三重県	桑名市	地震エリア
392	東海／北陸	三重県	鈴鹿市	地震エリア
393	東海／北陸	三重県	名張市	地震エリア
394	東海／北陸	三重県	亀山市	地震エリア
395	東海／北陸	三重県	いなべ市	地震エリア
396	東海／北陸	三重県	伊賀市	地震エリア
397	東海／北陸	三重県	木曽岬町	地震エリア
398	東海／北陸	三重県	東員町	地震エリア
399	東海／北陸	三重県	菰野町	地震エリア
400	東海／北陸	三重県	朝日町(三重県)	地震エリア
401	東海／北陸	三重県	川越町	地震エリア
402	近畿	滋賀県	大津市	大都市・地震エリア
403	近畿	滋賀県	彦根市	地震エリア
404	近畿	滋賀県	長浜市	地震エリア
405	近畿	滋賀県	近江八幡市	地震エリア
406	近畿	滋賀県	草津市	地震エリア
407	近畿	滋賀県	守山市	地震エリア
408	近畿	滋賀県	栗東市	地震エリア
409	近畿	滋賀県	甲賀市	地震エリア
410	近畿	滋賀県	野洲市	地震エリア
411	近畿	滋賀県	湖南市	地震エリア
412	近畿	滋賀県	東近江市	地震エリア
413	近畿	滋賀県	米原市	地震エリア
414	近畿	滋賀県	日野町(滋賀県)	地震エリア
415	近畿	滋賀県	竜王町	地震エリア
416	近畿	滋賀県	愛荘町	地震エリア
417	近畿	滋賀県	甲良町	地震エリア
418	近畿	滋賀県	多賀町	地震エリア
419	近畿	京都府	京都市	大都市・地震エリア

420	近畿	京都府	宇治市	地震エリア
421	近畿	京都府	亀岡市	地震エリア
422	近畿	京都府	城陽市	地震エリア
423	近畿	京都府	向日市	地震エリア
424	近畿	京都府	長岡京市	地震エリア
425	近畿	京都府	八幡市	地震エリア
426	近畿	京都府	京田辺市	地震エリア
427	近畿	京都府	木津川市	地震エリア
428	近畿	京都府	大山崎町	地震エリア
429	近畿	京都府	久御山町	地震エリア
430	近畿	京都府	井手町	地震エリア
431	近畿	京都府	宇治田原町	地震エリア
432	近畿	京都府	精華町	地震エリア
433	近畿	大阪府	大阪市	大都市・地震エリア
434	近畿	大阪府	堺市	大都市・地震エリア
435	近畿	大阪府	岸和田市	大都市・地震エリア
436	近畿	大阪府	豊中市	大都市・地震エリア
437	近畿	大阪府	池田市	地震エリア
438	近畿	大阪府	吹田市	大都市・地震エリア
439	近畿	大阪府	泉大津市	地震エリア
440	近畿	大阪府	高槻市	大都市・地震エリア
441	近畿	大阪府	貝塚市	地震エリア
442	近畿	大阪府	守口市	地震エリア
443	近畿	大阪府	枚方市	大都市・地震エリア
444	近畿	大阪府	茨木市	大都市・地震エリア
445	近畿	大阪府	八尾市	大都市・地震エリア
446	近畿	大阪府	泉佐野市	地震エリア
447	近畿	大阪府	富田林市	地震エリア
448	近畿	大阪府	寝屋川市	大都市・地震エリア
449	近畿	大阪府	河内長野市	地震エリア
450	近畿	大阪府	松原市	地震エリア
451	近畿	大阪府	大東市	地震エリア
452	近畿	大阪府	和泉市	地震エリア
453	近畿	大阪府	箕面市	地震エリア
454	近畿	大阪府	柏原市	地震エリア
455	近畿	大阪府	羽曳野市	地震エリア
456	近畿	大阪府	門真市	地震エリア
457	近畿	大阪府	摂津市	地震エリア
458	近畿	大阪府	高石市	地震エリア

459	近畿	大阪府	藤井寺市	地震エリア
460	近畿	大阪府	東大阪市	大都市・地震エリア
461	近畿	大阪府	泉南市	地震エリア
462	近畿	大阪府	四條畷市	地震エリア
463	近畿	大阪府	交野市	地震エリア
464	近畿	大阪府	大阪狭山市	地震エリア
465	近畿	大阪府	阪南市	地震エリア
466	近畿	大阪府	島本町	地震エリア
467	近畿	大阪府	豊能町	地震エリア
468	近畿	大阪府	能勢町	地震エリア
469	近畿	大阪府	忠岡町	地震エリア
470	近畿	大阪府	熊取町	地震エリア
471	近畿	大阪府	田尻町	地震エリア
472	近畿	大阪府	岬町	地震エリア
473	近畿	大阪府	太子町(大阪府)	地震エリア
474	近畿	大阪府	河南町	地震エリア
475	近畿	兵庫県	神戸市	大都市・地震エリア
476	近畿	兵庫県	姫路市	大都市・地震エリア
477	近畿	兵庫県	尼崎市	大都市・地震エリア
478	近畿	兵庫県	明石市	大都市・地震エリア
479	近畿	兵庫県	西宮市	大都市・地震エリア
480	近畿	兵庫県	洲本市	地震エリア
481	近畿	兵庫県	芦屋市	地震エリア
482	近畿	兵庫県	伊丹市	地震エリア
483	近畿	兵庫県	相生市	地震エリア
484	近畿	兵庫県	加古川市	大都市・地震エリア
485	近畿	兵庫県	赤穂市	地震エリア
486	近畿	兵庫県	宝塚市	大都市・地震エリア
487	近畿	兵庫県	三木市	地震エリア
488	近畿	兵庫県	高砂市	地震エリア
489	近畿	兵庫県	川西市	地震エリア
490	近畿	兵庫県	小野市	地震エリア
491	近畿	兵庫県	三田市	地震エリア
492	近畿	兵庫県	加西市	地震エリア
493	近畿	兵庫県	丹波篠山市	地震エリア
494	近畿	兵庫県	加東市	地震エリア
495	近畿	兵庫県	たつの市	地震エリア
496	近畿	兵庫県	猪名川町	地震エリア
497	近畿	兵庫県	稲美町	地震エリア

498	近畿	兵庫県	播磨町	地震エリア
499	近畿	兵庫県	太子町(兵庫県)	地震エリア
500	近畿	奈良県	奈良市	大都市・地震エリア
501	近畿	奈良県	大和高田市	地震エリア
502	近畿	奈良県	大和郡山市	地震エリア
503	近畿	奈良県	天理市	地震エリア
504	近畿	奈良県	橿原市	地震エリア
505	近畿	奈良県	桜井市	地震エリア
506	近畿	奈良県	五條市	地震エリア
507	近畿	奈良県	御所市	地震エリア
508	近畿	奈良県	生駒市	地震エリア
509	近畿	奈良県	香芝市	地震エリア
510	近畿	奈良県	葛城市	地震エリア
511	近畿	奈良県	平群町	地震エリア
512	近畿	奈良県	三郷町	地震エリア
513	近畿	奈良県	斑鳩町	地震エリア
514	近畿	奈良県	安堵町	地震エリア
515	近畿	奈良県	川西町(奈良県)	地震エリア
516	近畿	奈良県	田原本町	地震エリア
517	近畿	奈良県	明日香村	地震エリア
518	近畿	奈良県	上牧町	地震エリア
519	近畿	奈良県	王寺町	地震エリア
520	近畿	奈良県	広陵町	地震エリア
521	近畿	奈良県	河合町	地震エリア
522	近畿	和歌山県	和歌山市	大都市・地震エリア
523	近畿	和歌山県	海南市	地震エリア
524	近畿	和歌山県	新宮市	地震エリア
525	近畿	和歌山県	岩出市	地震エリア
526	中国／四国	鳥取県	鳥取市	大都市
527	中国／四国	島根県	松江市	大都市
528	中国／四国	岡山県	岡山市	大都市・地震エリア
529	中国／四国	岡山県	倉敷市	大都市・地震エリア
530	中国／四国	岡山県	玉野市	地震エリア
531	中国／四国	岡山県	笠岡市	地震エリア
532	中国／四国	岡山県	総社市	地震エリア
533	中国／四国	岡山県	備前市	地震エリア
534	中国／四国	岡山県	赤磐市	地震エリア
535	中国／四国	岡山県	早島町	地震エリア
536	中国／四国	岡山県	里庄町	地震エリア

537	中国／四国	広島県	広島市	大都市・地震エリア
538	中国／四国	広島県	呉市	大都市・地震エリア
539	中国／四国	広島県	三原市	地震エリア
540	中国／四国	広島県	尾道市	地震エリア
541	中国／四国	広島県	福山市	大都市・地震エリア
542	中国／四国	広島県	東広島市	地震エリア
543	中国／四国	広島県	廿日市市	地震エリア
544	中国／四国	広島県	府中町	地震エリア
545	中国／四国	広島県	海田町	地震エリア
546	中国／四国	広島県	坂町	地震エリア
547	中国／四国	山口県	下関市	大都市・地震エリア
548	中国／四国	山口県	宇部市	大都市・地震エリア
549	中国／四国	山口県	山口市	大都市・地震エリア
550	中国／四国	山口県	防府市	地震エリア
551	中国／四国	山口県	下松市	地震エリア
552	中国／四国	山口県	光市	地震エリア
553	中国／四国	山口県	周南市	地震エリア
554	中国／四国	山口県	山陽小野田市	地震エリア
555	中国／四国	徳島県	徳島市	大都市・地震エリア
556	中国／四国	徳島県	北島町	地震エリア
557	中国／四国	香川県	高松市	大都市・地震エリア
558	中国／四国	香川県	丸亀市	地震エリア
559	中国／四国	香川県	坂出市	地震エリア
560	中国／四国	香川県	善通寺市	地震エリア
561	中国／四国	香川県	宇多津町	地震エリア
562	中国／四国	香川県	琴平町	地震エリア
563	中国／四国	香川県	多度津町	地震エリア
564	中国／四国	愛媛県	松山市	大都市・地震エリア
565	中国／四国	愛媛県	今治市	地震エリア
566	中国／四国	愛媛県	宇和島市	地震エリア
567	中国／四国	愛媛県	松前町(愛媛県)	地震エリア
568	中国／四国	高知県	高知市	大都市・地震エリア
569	九州／沖縄	福岡県	北九州市	大都市・地震エリア
570	九州／沖縄	福岡県	福岡市	大都市
571	九州／沖縄	福岡県	久留米市	大都市
572	九州／沖縄	福岡県	苅田町	地震エリア
573	九州／沖縄	佐賀県	佐賀市	大都市
574	九州／沖縄	長崎県	長崎市	大都市
575	九州／沖縄	長崎県	佐世保市	大都市

576	九州／沖縄	熊本県	熊本市	大都市・地震エリア
577	九州／沖縄	熊本県	八代市	地震エリア
578	九州／沖縄	熊本県	荒尾市	地震エリア
579	九州／沖縄	熊本県	山鹿市	地震エリア
580	九州／沖縄	熊本県	天草市	地震エリア
581	九州／沖縄	熊本県	合志市	地震エリア
582	九州／沖縄	熊本県	大津町	地震エリア
583	九州／沖縄	熊本県	菊陽町	地震エリア
584	九州／沖縄	熊本県	御船町	地震エリア
585	九州／沖縄	熊本県	嘉島町	地震エリア
586	九州／沖縄	熊本県	益城町	地震エリア
587	九州／沖縄	大分県	大分市	大都市・地震エリア
588	九州／沖縄	大分県	別府市	地震エリア
589	九州／沖縄	大分県	中津市	地震エリア
590	九州／沖縄	大分県	由布市	地震エリア
591	九州／沖縄	宮崎県	宮崎市	大都市・地震エリア
592	九州／沖縄	宮崎県	都城市	地震エリア
593	九州／沖縄	宮崎県	延岡市	地震エリア
594	九州／沖縄	宮崎県	三股町	地震エリア
595	九州／沖縄	鹿児島県	鹿児島市	大都市・地震エリア
596	九州／沖縄	鹿児島県	阿久根市	地震エリア
597	九州／沖縄	鹿児島県	薩摩川内市	地震エリア
598	九州／沖縄	鹿児島県	霧島市	地震エリア
599	九州／沖縄	鹿児島県	奄美市	地震エリア
600	九州／沖縄	鹿児島県	姶良市	地震エリア
601	九州／沖縄	沖縄県	那覇市	大都市
602	九州／沖縄	沖縄県	豊見城市	地震エリア

(様式第 1)

受 理 番 号 (センターで記入)						

番 号			
申請日(記入日)			
令 和	年	月	日

令和 6 年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの) 交付規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者

法人名	
代表者名	
役 職	
住 所	()

※ 記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること

令和6年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 実施計画書

1. 補助事業の実施計画

(1) 実施場所

住 所	()
最寄り駅 またはバス停	
施設の名称	
施設の所有者	

※ 地図を添付し、施設の位置を明記すること

(2) 補助事業の概要

a. 従来設備と補助事業設備の種類と能力

従来設備		
補助事業設備	補助対象	
	補助対象外	
設備の用途		

b. 付帯設備の補助対象範囲

撤 去	
更 新	
新 設	

c. 支払い方法

設備使用者の計画	☐ 金融機関振込 ☐ リース ☐ 賃貸 ☐ エネルギーサービス(含むESCO) ☐ 支払い委託(金融機関名称:)
共同申請情報	設備所有者:
	設備使用者:

※ 共同申請にかかる相互の契約や役割分担が分かる資料を添付すること

(3) 事業実施工程

別紙「発注計画書」のとおり

事業全体	開始予定日	令和 年 月 日
	完了予定日	令和 年 月 日

※ 開始日は、契約締結日を記入すること。複数契約がある場合は最も早い契約日を記入すること

※ 完了日は、支払完了日を記入すること。複数契約がある場合は最も遅い支払日を記入すること

(4) 審査に係る事項

a. 設置場所

都道府県	市区町村	指定区分	BOS設置済

b-①. 供給状況

供給方式	供給状況

b-②. 供給方式が「耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けている」の場合は、以下を記入すること

本支管	引込管

c-①. 災害時における施設の役割

施設の分類	協定の内容	協定の締結状況

※ 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（補正予算に係るもの）交付規程
第3条 第2項（6）（ア）～（ウ）のいずれかの施設。ただし、ZEBを除く
（ア）災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設
（イ）災害時に活動拠点等として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設
（ウ）災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）施設

c-②. 避難所機能および地域住民へのサービス提供に寄与するスペース

面積(㎡)	費用対効果(避難面積(㎡)/補助対象経費(百万円))

d. その他確認事項

チェック	内容
☐	ZEB（平均でエネルギー消費量が正味でおおむねゼロ以下となる建築物）ではないこと
☐	「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち石油製品（石油ガスを除く）タンク等の導入に係るもの）」を活用し、石油製品（石油ガスを除く）タンク等を導入した施設ではないこと
☐	低圧供給の場合、相当程度の揺れのある地震が発生した場合は、ガスの供給が停止し天然ガス利用設備が起動しなくなるについて確認していること

e. 省エネ性と費用対効果

評価項目	導入効果	
費用対効果		千円/kW
CO ₂ 排出削減量		▲t-CO ₂ /年
CO ₂ 削減率		%

※ 費用対効果は（補助対象経費(千円)/定格出力(kW)）を記入すること

※ CO₂排出削減量、CO₂削減率はコージェネのみ記入すること

2. 補助対象経費の算出根拠
別紙「申請金額整理表」のとおり

(1) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

※「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。

なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること

※「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入すること

3. 補助対象設備の仕様

(1) CGS

設備名称	燃料消費量 (Nm ³ /h)	単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (低位基準)	燃料消費量 (MJ/h)	定格発電出力 (kW)	発電効率 (LHV %)	総合効率 (LHV %)	台数	停電 対応
	①	②	①×②=③	④	⑤=④÷③×3.6			
合計								

※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記入すること

※ 「燃料消費量」及び「定格発電出力」は設備の定格値を記入すること

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること記入枠は必要な数を追加すること

(2) GHP

設備名称	燃料消費量 発電時 (kW)	燃料消費量 非発電時 (kW)	単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (高位基準)	燃料消費量 発電時 (MJ/h)	燃料消費量 非発電時 (MJ/h)	定格冷房 能力(kW)	台数	停電 対応
	①	②	③	④=①×③×3.6	⑤=②×③×3.6			
合計								

※ 「燃料消費量」及び「定格出力」は設備の定格値を記入すること

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること記入枠は必要な数を追加すること

4. 補助事業担当窓口

(1) 申請者

法人名			
部署名			
(フリガナ)			
実施責任者名			
役 職			
住 所	(—)		
電話番号	— —	FAX番号	— —
E-mailアドレス			

(2) 補助事業後の都市ガス導管事業者

法人名			
部署名			
(フリガナ)			
担当者名			
役 職			
住 所	(—)		
電話番号	— —	FAX番号	— —
E-mailアドレス			

5. 補助事業者の概要

法人名					
代表者名					
役 職					
住 所	()				
電話番号	— —		FAX番号	— —	
業 種					
資本金※	円		従業員数※	人	
決算情報※	前年度	売上高	円	経常利益	円
補助対象設備 に対する申請 者の役割	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ エネルギーサービス事業者（補助対象設備を使用し電力や熱を販売する） ☐ その他（ ）				

※ 各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入すること

6. 資金調達計画（補助事業に要する経費）

	補 助 金	自己資金	借 入 金	合 計
調達金額	円	円	円	円

※ 金額に消費税等は含まないこと

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること

7. 確認事項

*該当する項目にチェックすること。

☐	以下のいずれかに該当する補助金(※)を活用している。※交付金や融資等の公的支援を含む ①当該補助対象設備導入のために併願している補助金 ②①の設備を導入する避難施設や防災上中核となる施設の整備等のための補助金 ③②の施設におけるその他設備等(例：防災資機材や備蓄用品等)の導入のための補助金 ※予定含む全ての補助金名を記載してください。 補助金名称：
☐	自社製品の調達等
☐	資金調達計画の中で借入金を含む場合、本事業で導入する設備を担保としないこと

※補助対象経費に、国からの補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く）。

※他の補助金も申請されている場合は、補助を受ける事業の概要がわかる資料を添付してください。

申請者

法人名

代表者名

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和6年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 交付決定通知書

上記補助金において、令和 年 月 日付けの申請については、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの)交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業及び内容は交付申請書のとおりとします。

2. 補助金交付予定額

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付予定額	円

- ※ 金額に消費税等は含みません。
※ 申請者が複数の場合は、合計額を記入しています。

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付予定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付予定額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

- ※ 金額に消費税等は含みません。
※ 申請者が複数の場合は、合計額を記載しています。

4. 交付の条件

当該案件の補助金交付番号は、です。

- ※ 補助金交付予定額は申請書の内容に基づき審査した結果による補助金の交付限度額です。
実際の交付額は「実績報告書」に基づき確定しますので予めご了承ください。

(様式第4)

補助金交付番号						

届出日(記入日)			
令和			
	年	月	日

令和6年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 交付申請取下げ届出書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助金の申請取下げについて、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの)交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	(-)

2. 補助金申請取下げ理由

--

(様式第 5)

補助金交付番号					

申請日(記入日)			
令和			
	年	月	日

令和 6 年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 計画変更等承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の計画変更等について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの) 交付規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	(—)

2. 計画変更等の内容

--

3. 計画変更等を必要とする理由

4. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 計画変更により補助事業に要する経費等が交付決定の内容と異なる場合のみ記入すること。

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

※ 見積書の写しを添付すること。（上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。）

※ 補助金交付予定額を上回らないこと。

※ 交付決定時に条件が付されている場合は、計画変更後もその条件を遵守すること。

補助事業者 法人名 代表者名

令和 年 月 日

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和 6 年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 計画変更等承認結果通知書

補助金交付番号							
---------	--	--	--	--	--	--	--

上記補助事業の計画変更等について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（補正予算に係るもの）交付規程第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査結果

	承 認		条件付き承認		不 承 認
--	----------------	--	--------	--	-------------

2. 承認の条件

--

3. 不承認の理由

--

(様式第 7)

補助金交付番号					

報告日(記入日)			
令和	年	月	日

令和 6 年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 遅延等報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の遅延等について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの)交付規程第 13 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	(—)

2. 遅延等に係る金額

--

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 遅延等の理由及び採った措置

--

4. 補助事業の遂行及び完了予定日

補助事業の遂行				
契約締結	令和	年	月	日
納品	令和	年	月	日
検収	令和	年	月	日
請求	令和	年	月	日
完了予定日	令和	年	月	日

(様式第 8)

補助金交付番号						

報告日(記入日)			
令和			
	年	月	日

令和 6 年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 実施状況報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の実施状況について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 交付規程第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	(—)

2. 補助事業の実施状況の内容

--

(様式第9)

補助金交付番号					

申請日(記入日)			
令和	年	月	日

令和6年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 承継承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の承継について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの)交付規程第15条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 承継を受ける事業者名

法人名	
代表者名	
役職	
住所	(—)

2. 交付を決定した補助事業者名

--

3. 承継理由

--

4. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額

--

5. 既に交付を受けている補助金の額

--

(様式第 10)

補助金交付番号						

報告日(記入日)			
令和	年	月	日

令和6年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの) 交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	(—)

2. 実施した補助事業の内容

a. 補助事業設備の用途
b. 補助事業設備の仕様確認表
c. 請負会社選定のための見積額比較表
d. 請負会社選定理由
e. 契約先と契約金額

3. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金額
I. 設 計 費				
II. 既存設備撤去費				
III. 新規設備機器費				
IV. 新規設備設置工事費				
V. 敷地内ガス管敷設費				
合 計				

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

※ 見積書、支払い証明書の写しを添付すること。

※ 上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。

4. 補助事業開始日及び完了日

開始日	令 和				完了日	令 和			
		年	月	日			年	月	日

※ 開始日は、契約締結日を記入のこと。複数契約がある場合は最も早い契約日を記入のこと。

※ 完了日は、支払完了日を記入のこと。複数契約がある場合は最も遅い支払日を記入のこと。

※ 実績報告の際には本様式の他、別に定める資料を添付して報告すること。

補助金交付番号					

報告日(記入日)			
令 和			
	年	月	日

令和 6 年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 年度末実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の年度末実績について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの)交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法 人 名	
代表者名	
役 職	
住 所	(—)

2. 交付予定額と翌年度への繰越額

区 分	交付予定額		交付予定額のうち翌年度への繰越額	
	補助対象経費	交付予定額	補助対象経費	交付予定額
I. 設 計 費				
	円	円	円	円
II. 既存設備撤去費				
	円	円	円	円
III. 新規設備機器費				
	円	円	円	円
IV. 新規設備設置工事費				
	円	円	円	円
V. 敷地内ガス管敷設費				
	円	円	円	円
合 計				
	円	円	円	円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助事業開始日及び完了予定日

開始日	令 和				完了予定日	令 和			
		年	月	日			年	月	日

補助事業者
法人名
代表者名

令和 年 月 日

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和 6 年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 支払確定通知書

補助金交付番号							
---------	--	--	--	--	--	--	--

上記補助金の交付について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 交付規程第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付確定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金交付確定額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

2. 補助金精算払額

円

※ 金額に消費税等は含みません。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

(様式第 13)

請求日(記入日)			
令和	年	月	日

令和6年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 精算払請求書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助金について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（補正予算に係るもの）交付規程第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業者

法 人 名	
代表者名	
役 職	
住 所	(—)

2. 精算払請求金額

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助金の振込先

[illegible]

(様式第 1 4)

補助金交付番号					

報告日(記入日)			
令和	年	月	日

令和 6 年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 返還報告書 (取消しに係るもの)

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの)交付規程第 19 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名	
代表者名	
役職	
住所	(-)

2. 既に交付を受けている補助金の額

--

3. 返還を請求された金額及び年月日

令和 年 月 日

4. 返還した金額及び年月日

(1)	年 月 日	令和 年 月 日
(2)	返 還 金	
(3)	加 算 金	
(4)	延 滞 金	

5. 加算金及び延滞金の算出根拠

--

6. 未返還金額

(1)	返 還 金	
(2)	加 算 金	
(3)	延 滞 金	

(様式第 1 5)

補助金交付番号						

取得財産等管理台帳 [取得財産等明細表]

[令和 年度]

財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	処分 制限 期間	保管場所	備考
								補助対象経費：
								補助対象経費：
		合計金額(円)：						

- ※ 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第 2 2 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- ※ 所有者が複数の場合は、備考欄に財産名ごとの所有者を記入すること。
- ※ 取得時の按分等により、財産取得価格の一部が補助対象でない場合、備考欄に内訳を記入すること。
- ※ 数量は同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記入すること。
- ※ 取得年月日は検収年月日を記入すること。
- ※ 既存設備撤去費は、本管理台帳に計上しない。
- ※ 処分制限期間は、本交付規程第 2 2 条第 2 項に定める期間を記入すること。

(様式第 16)

申請日(記入日)			
令和	年	月	日

令和6年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(補正予算に係るもの) 財産処分承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の財産処分について、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（補正予算に係るもの）交付規程第２２条第２項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者

法 人 名	
代表者名	
役 職	
住 所	()

2. 財産名（仕様）、数量

--

3. 処分の方法

1. 転用 2. 譲渡 3. 交換 4. 貸付け 5. 担保に供する処分
6. 取壊し 7. 廃棄 10. その他（ ）

4. 処分の予定時期

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5. 処分の理由

6. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

7. 処分の条件（当該処分により収益がある場合は、その予定額を必ず記入すること）